

個人情報保護方針

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構
代表理事 河合 雅樹

1 個人情報保護についての考え方

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構（以下「当機構」といいます。）は、事業執行を円滑に行うため、相談者、支援対象者その他関係する方々の個人情報（氏名、住所、電話番号、所属団体名、電子メールアドレス等特定の個人を識別する情報をいい、以下「個人情報」といいます。）を取得・利用させていただいております。

当機構は、個人情報の適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすため、次の方針のもとで個人情報を取り扱います。

- (1) 個人情報に適用される個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取り扱いに関する慣行に準拠し、適切に取り扱います。また、適宜、取り扱いの改善に努めます。
- (2) 個人情報の取り扱いに関する規程を明確にし、機構内に周知徹底します。
- (3) 個人情報の取得に際しては、公正かつ適正な方法で取得し、利用目的を特定して通知又は公表し、その利用目的にしたがって個人情報を取り扱います。
- (4) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、必要な対策を講じて適切な管理を行います。
- (5) 保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして、誠意をもって対応いたします。

具体的には、以下の内容にしたがって個人情報を取り扱います。

2 利用目的等

当機構は、事業遂行上必要となる個人情報を取得しますが、これらの個人情報は以下の目的で利用させていただきます。

また、当機構は、事業執行を円滑に進めるため、その一部を委託し、委託先に対して、必要な範囲で個人情報を提供することがありますが、この場合、当機構はこれらの委託先との間での個人情報の取り扱いに関する契約の締結をはじめ、適切な監督を行います。

なお、一般に公開されている情報を当機構で利用する場合があります。

- (1) 各種事業・サービスに関する受付、審査、決定、通知、公開及び検査
- (2) 各種事業・サービスに関する問い合わせ、相談及び助言
- (3) 国、県、南魚沼市及びその他関係機関への報告、共同利用及び共同委託研究

- (4) セミナー、研究会、交流会、委員会、新規事業、サービスに関する調整、連絡及び案内
- (5) 各種事業・サービスに関する登録・公開及びアンケートの実施
- (6) 取引の斡旋
- (7) 債権債務管理
- (8) 当機構の広報
- (9) 委託事業等の適正な実施
- (10) 職員の採用、判定
- (11) 各種委員の委嘱
- (12) 各種会員管理
- (13) 見積、契約、請求、入金及び支払い

3 第三者への開示・提供

当機構は、前記2の「利用目的等」に記載した委託先への提供の場合及び以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示又は提供しません。

- (1) ご本人の同意がある場合
- (2) 統計的なデータなどご本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- (3) 法令に基づき開示・提供を求められた場合
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) 国又は地方公共団体等が公的な事業を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

4 個人情報の共同利用

当機構は、取得した個人情報を、前記2の「利用目的等」に記載の利用目的に必要な範囲内で、当機構と共同で事業実施している国、県、南魚沼市等及び当機構と守秘義務契約を締結している関係機関の間で共同利用させていただく場合があります。なお、この場合、当機構は、当該機関の個人情報の取り扱いにつき責任をもって管理いたします。

5 開示

当機構の保有個人データに関して、ご自身の情報の開示をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認したうえで、合理的な期間及び範囲で回答いたします。

ただし、当機構への開示のご請求により、事業の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合は、その全部又は一部を開示しない場合がありますので、あらかじめご了承ください

10 個人情報保護方針

本方針は、個人情報に関する当機構内・外の合理的要因に基づき、当機構がより適切に取り扱う目的で改定する場合があります。皆様にはお手数をおかけいたしますが、本方針を適宜ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

11 企業情報の取り扱い

当機構が適正に取得した支援対象企業その他関係団体の情報（名称、所在地のほか当機構の事業執行上必要な情報をいいます。）は、関係法令に基づき適切に取り扱います。

平成 29 年 4 月制定